

## (2) 学校の教育計画への位置付け (例)

### ① 地域学校協働活動全体計画

地域学校協働活動全体計画

〇〇市立〇〇小学校

【目指す児童像】 .....	【学校教育目標】 豊かな心を育み.....	【地域・保護者・教師のねがい】 .....												
【児童の実態】 .....	<b>【地域学校協働活動推進目標】</b> (例) 学校教育目標を踏まえ、地域と学校が連携・協働した教育活動・地域活動の推進を通して、これからの地域づくりの担い手となる児童に、ふるさとへの愛着心とともに、協働して課題を解決する力を育む。	【地域の実態】 .....												
<b>【各学年の重点事項】</b> 1学年 — 地域の方々との交流を深め、直接的な体験を通して、地域のよさを実感させる。 2学年 — .....														
<b>【地域と連携・協働した主な教育活動等】</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">活動名</th> <th style="width: 50%;">連携・協働の内容</th> <th style="width: 30%;">ボランティア・関係団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援</td> <td>※ 年間活動計画による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境整備作業</td> <td>除草や植栽, 植木の剪定</td> <td>・自治会</td> </tr> <tr> <td>読書活動支援</td> <td>図書館の環境整備・読み聞かせ</td> <td>・読み聞かせサークル</td> </tr> </tbody> </table>			活動名	連携・協働の内容	ボランティア・関係団体等	学習支援	※ 年間活動計画による		環境整備作業	除草や植栽, 植木の剪定	・自治会	読書活動支援	図書館の環境整備・読み聞かせ	・読み聞かせサークル
活動名	連携・協働の内容	ボランティア・関係団体等												
学習支援	※ 年間活動計画による													
環境整備作業	除草や植栽, 植木の剪定	・自治会												
読書活動支援	図書館の環境整備・読み聞かせ	・読み聞かせサークル												

○ 地域との連携・協働によって充実を図る主な教育活動を記入する。

### ② 地域学校協働活動年間活動計画

	4月	5月	6月	7月	9月
1年	〈生活〉 花の球根植え (支援者情報)				
2年	〈生活〉 野菜の苗植え (支援者情報)	〈生活〉 町たんけん (支援者情報)			
3年	〈総合〉 野菜の苗植え (支援者情報)				
4年					
5年					
6年	〈総合〉 じゃがいも植え (支援者情報)				
特支	〈生単〉 買い物学習 (支援者情報)				
行事等	朝の街頭指導 (支援者情報)		プール清掃補助 (支援者情報)		→

○ 学年毎に、いつ、どんな活動を、どんな方々と連携・協働して実施するかが分かるように、年間の活動を一覧にする。  
 ○ 随時修正したり、追加したりしながら、継続して活用できる計画を作成する。



## (4) 地域学校協働本部設置要綱（例）

〇〇小学校区地域学校協働本部設置要綱（教育委員会が制定する場合の例）

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇市立〇〇小学校区内において、学校の教育方針・目標に基づき、地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い、教育活動の充実を図るために整備される、地域が一体となって子供を育てる組織の設置について必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 この組織は、〇〇小学校地域学校協働本部（以下「協働本部」という。）と称する。

（組織）

第3条 協働本部は、次に掲げる構成員により組織する。

- (1) 地域学校協働活動推進員 1人
- (2) 地域コーディネーター 4人
- (3) 地域連携担当 1人

2 協働本部に本部長を置き、地域学校協働活動推進員をもって充てる。

（役割）

第4条 構成員の役割は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域学校協働活動推進員

市教育委員会及び学校の方針を踏まえ、地域コーディネーターと連絡・調整を図りながら、学区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。

(2) 地域コーディネーター

地域連携担当と連絡・調整を図りながら、学校ニーズと地域住民の思いをつなげ、学区内における地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する。

(3) 地域連携担当

地域の支援や参画について、学校ニーズを取りまとめるとともに、地域コーディネーターと連携しながら、地域と連携・協働した教育活動を推進する。

（選任）

第5条 構成員は、次に掲げる手続きにより選任する。

- (1) 地域学校協働活動推進員 市教育委員会が委嘱する。
- (2) 地域コーディネーター 学校長の推薦に基づき、市教育委員会が依頼する。
- (3) 地域連携担当 〇〇小学校の校務分掌に位置付けられた教職員をもって充てる。

（事業）

第6条 地域学校協働本部は、第1条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行う。

- (1) 学校支援活動
- (2) 家庭教育支援活動
- (3) 地域活動
- (4) 放課後子ども教室
- (5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

（推進会議）

第7条 協働本部は、構成員、PTA会長、学校関係者（校長・教頭等）、ボランティア代表、地域関係団体代表等により構成される推進会議を年2回開催し、活動の企画・立案、評価・検証を行うものとする。

2 推進会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

（会計）

第8条 本会の経費は、市が交付する補助金をもって充てる。

2 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

（保険）

第9条 第6条に掲げる事業を実施する場合、事故に対応するため、〇〇市社会福祉協議会のボランティア保険に加入するものとする。

（事務局）

第10条 地域学校協働本部の事務局は、〇〇地区公民館内（〇〇市〇〇町〇ー〇）に置く。

2 事務局員は、本部長をもって充てる。

（遵守事項）

第11条 本会は、政治活動・宗教活動及び営利目的の活動を行わず、またこれを利用しない。

2 構成員は、児童その他関係者の個人情報の保護に万全を期するものとし、事業の実施を通じて知り得た情報等については、外部に漏らしてはならない。

（委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、推進会議において定める。

附 則

この要綱は、平成29年〇月〇日から施行する。

## (5) 地域学校協働活動推進員設置要綱(例)

### 〇〇市地域学校協働活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の支援を行う。

(設置)

第3条 教育委員会は、〇〇市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

(定数)

第4条 推進員の数は、各学校区〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない。

(資格及び委嘱)

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

(委嘱期間及び解職)

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

(職務)

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

(服務)

第8条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の施策に基づき職務を遂行しなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(秘密の保持)

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第11条 推進員の庶務は、教育委員会〇〇〇課において処理する。

(費用弁償等)

第12条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年〇月〇日から施行する。

引用:「地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き」(文部科学省生涯学習政策局社会教育課)

## (6) 危機・安全管理, 個人情報管理対策資料

### ① 危機・安全管理対策のチェックリスト

活動及び放課後子ども教室の運営に当たって、子供たちの危機・安全管理対策として、次のような項目が整備されているか確認することが必要です。

チェック	項 目
<input type="checkbox"/>	活動に当たり、安全管理の責任者は明確になっているか。
<input type="checkbox"/>	活動に参加する児童・生徒, ボランティアの保険への加入はなされているか。
<input type="checkbox"/>	活動場所における緊急時の避難経路は確保されているか。
<input type="checkbox"/>	緊急時の連絡体制(保護者への引き渡し方法等を含む。)は構築されているか。
<input type="checkbox"/>	参加する児童・生徒の健康状態, アレルギー等の把握と対応方法は適切か。
<input type="checkbox"/>	日常的に活動する施設や備品について, 定期的または必要に応じて, 安全点検を実施しているか。
<input type="checkbox"/>	コーディネーターや放課後子ども教室を運営するスタッフを対象に, 危機管理等に関する定期的な研修等を実施しているか。 ・ 地震・火災・不審者・弾道ミサイル等の対応 ・ 避難誘導及び引き渡しの方法 ・ 感染症対応(吐しゃ物の処理の仕方等) ・ 食中毒対策 ・ 熱中症対応 等
<input type="checkbox"/>	放課後子ども教室等, 年間を通じた活動に参加する児童を対象とした避難訓練(地震・火災・不審者・弾道ミサイル等)を実施しているか。
<input type="checkbox"/>	活動において, 応急手当に必要な薬品等は整備されているか。
<input type="checkbox"/>	上記の内容が網羅された安全マニュアルが作成されているか。

### ② ボランティアの心得( 守秘義務・個人情報保護・体罰の禁止・子供の人権保護 等 )

ボランティアとして, 地域住民の方々子供たちと接する場合, 次のような点を理解するとともに, 遵守することが求められます。

- 活動を通して知り得た子供等の秘密(個人情報)については, 他の人に話すなど, 決して外部に漏らしてはいけません。
- 子供たちの個人情報の持ち出しやデータ管理の不備により, 情報が流出するようなことがあってはいけません。
- 活動を通して知り得た子供等の秘密(個人情報)を, 私的に利用することがあってはいけません。
- 体罰は決して加えてはいけません。
- 政治・宗教・営利目的の活動を行ってはいけません。
- 子供たちをえこひいきしてはいけません。公正・公平に接しましょう。
- ジェンダーに基づく偏見や不平等がないよう言動には注意しましょう。  
※ ジェンダー・・・社会的性差(男はこうあるべき, 女はこうあるべき)
- 学校や先生方への批判を, 子供たちの前で決して言ってはいけません。
- 友だちの悪口やいじめ(人権に関わること), 命にかかわる言動については, 毅然とした態度で注意しましょう。
- 活動の中で気が付いた点は, 遠慮せずに学校や教育委員会等に報告しましょう。

## 8 参考情報（関係法規・国及び県の施策等）

### （1）社会教育法（昭和24年法律207号、最終改正平成29年法律第5号）抜粋

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二（略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十六～十九（略）

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつて、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五（略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

※ 社会教育法に関するQ & A

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/law.html#container>

## (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号、最終改正平成29年法律第5号) 抜粋

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
  - 二 対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民，対象学校に在籍する生徒，児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項，第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期，学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

### (3) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申) (中教審108号) 抜粋

#### 第3章 地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

##### 第3節 地域における学校との協働体制の今後の方向性

###### 1 地域における学校との協働体制の目指す姿

###### (1) 今後の方向性—連携・協働と総合化・ネットワーク化—

今後、国全体として、各地域を支援しつつ、目指すべき整備の方向性は、第一に、第1章第2節で既に述べたとおり、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、そのことを通じて共にこれからの地域を創るという理念に立つことである。「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望を持った「連携・協働」に向かうことを目指す。

第1章第1節でも述べたように、地域の人的・物的資源を活用するなど、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現する必要がある。例えば、郷土学習の場合は、地域住民と学校とが相互に知識と経験、物や施設を提供し合って教育活動を行うことが望ましい。その際、話合いの過程と継続的な実施を通じて、地域の伝統文化の継承者が生まれ、地域の持続・発展の芽が育つこととなる。さらに、地域住民が「学び」を通じて子供たちや学校と新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが期待できる。

また、これらの学習については、基礎的な教育を学校の授業でも行った上で、放課後や土曜日における社会教育の場で更に発展的な活動を行うことも考えられる。これは、学校教育と社会教育の連携によって学びを深める一例である。また、地域住民の身近な学習・交流の場である公民館等の社会教育施設には、多様な人々が集い、地域活動の歴史やノウハウが集積されており、世代間の絆をつなぐ協働の場の一つとして期待される。

第二に、活動やコーディネート機能のつながりを深めることが重要である。地域によっては、既に、授業への地域人材の協力、放課後子供教室、土曜学習、親子が参加する地域行事等を複数のコーディネーターが手分けしながら一体の組織で企画・実施している例がある。地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのかという目標・ビジョンについて熟議を行いながら、多様な活動の違いを超えて総合的な運営を進めることにより、地域の人的なネットワークが広がり、協力体制が手厚くなると考える。

このように、活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かした「連携」と、共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせで達成を目指す「協働」の双方の、地域における基盤となる体制が今後の教育には必要である。そのためには、従来の学校支援地域本部活動や放課後子供教室等の個別の取組を有機的に結び付けていくことが必要である。

このように、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていくことを提言する。

※ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (中央教育審議会答申 186号)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm)



## (4) 第2期宮城県教育振興基本計画～志を育み、復興から未来の創造へ～

(平成29年3月 宮城県・宮城県教育委員会) 抜粋

目標 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり

<方向性>

- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心を育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものです。また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 家庭・地域・学校の協働の取組を行政がしっかりと支える「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、家庭・地域・学校が連携・協働して、安全で安心して子供を育てる環境づくりを進めます。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、特に学校が持つ本来の役割を十分に果たせるよう、家庭・地域・学校が目的を共有しながら、より強い信頼関係のもとで、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援します。

(1) 家庭の教育力を支える環境づくり【重点的取組13】 (略)

(2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進【重点的取組14】

- ・ 本県が取り組んできた協働教育を更に推進し、地域と学校が連携・協働のもと、一体となって子供を育てる「地域学校協働活動」の推進と、活動を支える「地域学校協働本部」の組織化を進めます。
- ・ 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育てる「地域と共にある学校」(コミュニティ・スクール)を推進します。
- ・ 地域に開かれた魅力ある学校づくりを進める上で、みやぎ教育応援団などを活用しながら、地域の人々や保護者の学校ボランティアなどへの参加を広げるとともに、PTA活動などを通じて教育についての相互理解を深め、家庭・地域・学校のより良い関係づくりを進めます。

(3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり (略)

※ 第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-kikaku/kihonkeikaku2.html>

## (5)「みやぎの協働教育」の今後のあり方（意見書）

（平成 27 年 10 月 みやぎの協働教育に係る懇話会）抜粋

### 2 これからの「みやぎの協働教育」が目指す方向性

#### (1) コミュニティづくり・地域おこしの核となる協働教育の推進

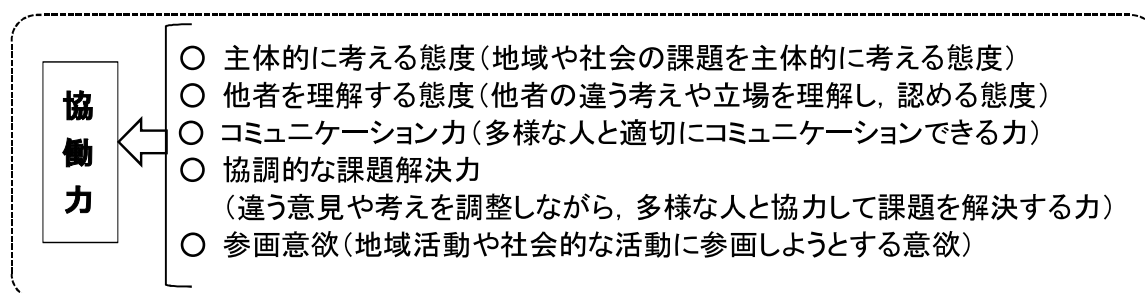
東日本大震災以降、本県においては、コミュニティの再生・地域創生が大きな課題となっている。その解決には、住民が地域の様々な課題について主体的に考え、地域が一体となって、解決に向けた取組や地域おこしにつながる活動を積み上げていくことが必要である。

そのためには、「自らが地域の構成員であり、担い手である」という、子ども・若者を含めた地域住民一人一人の意識を高めていかなければならない。

このようなことから、コミュニティづくり・地域おこしの視点で協働教育が果たす役割を見直し、さらには、これまで協働教育が育んできた学びを核とした人間関係や組織・地域人材を有効活用しながら、地域課題の解決に向けた住民の協働する力を育てていくことが重要であると考え、以下の方策を提案する。

#### ① 「協働力」の育成

コミュニティづくりや地域おこしを進めるためには、「地域課題に対して主体的に働き掛け、多様な人々と協働しながら課題を解決する力」が地域住民に求められる。本意見書では、この力を「協働力」と呼ぶ。具体的には、次のような態度や力、意欲を総合したものと捉える。



協働教育の仕組みを生かした学習や地域活動において、この「協働力」を子どもたちに育てていくことが、今後の地域づくりを担う人材の育成につながる。

これまでの「みやぎの協働教育」における学校教育支援は、学校側にとっては、教育活動を活性化し学習目標を達成するための手段であり、地域住民にとっては、学びを生かす機会の拡充と自己実現の場の創出のための手段であったが、これからは、子どもたちの「協働力」を育成するという共通の目標をもつことが必要である。

そのためには、学校における「志教育」や道徳教育等の様々な教育活動や地域活動において、地域の課題を自分たちの課題として捉え、多様な人と協働しながら解決していくプログラムの開発とその普及を図ることが必要である。子どもたちは、その学習活動を通して、地域への理解と愛着心、地域を誇りに感じる心を育みながら「協働力」を向上させていくことになる。

ここで、プログラム開発と普及の担い手になるのは、学校の協働教育担当教員であり、各市町村の社会教育主事及び社会教育関係職員、地域のコーディネーターである。協働教育の活動を行う際の学校と地域のそれぞれの目標を大切にしながら、「協働力」の育成という共通の目標を掲げて、地域の教育資源を有効に活用するプログラムを連携して創り上げていくことが大切である。

この「協働力」は、これからのコミュニティづくり・地域創生に向け、大きな力になる。

※ 「みやぎの協働教育」の今後のあり方（意見書）

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyodo/h27kensyukai.html>

## おわりに

本冊子は、文部科学省が作成した「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」から必要な内容を抜粋し、「これまでの『みやぎの協働教育』の取組を基盤として、いかに地域学校協働活動へと発展させていくか。」という視点で再構成したものです。

地域学校協働活動や地域学校協働本部の内容、推進にかかわる多様な主体が担う役割、そして推進イメージ等について、経験の浅い地域コーディネーターの皆様や地域連携担当、行政担当者の方々にも御理解いただけるよう、できるだけ具体例を示しながらまとめました。

ぜひ、参考としていただきながら、これからのふるさと宮城を担う人材育成や地域コミュニティの再生に向けて、各市町村における「地域学校協働活動」がさらに充実するとともに、「地域学校協働本部」の組織化が促進されますことを期待いたします。

宮城県教育庁生涯学習課

課長 新妻直樹

### 【参考・引用】

- ◆ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（文部科学省）
- ◆ 地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集  
（文部科学省 生涯学習政策局・初等中等教育局）
- ◆ 地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き  
（文部科学省生涯学習政策局社会教育課）
- ◆ 地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当職員の育成研修ハンドブック（国立教育政策研究所社会教育実践センター）
- ◆ 授業と学び研究所（HP）

### 【資料提供・協力】

- ◆ 愛知県津島市神守中学校地域学校協働本部（豆ボラ神守）  
津島市学校支援地域本部トータルコーディネーター 梶村 明人 氏
- ◆ 高知県南国市立稲生小学校地域学校協働本部  
南国市立稲生ふれあい館顧問 前田 学浩 氏

## はじめよう！「地域学校協働活動」

～「みやぎの協働教育」が目指す新たな地域と学校の連携・協働に向けて～

平成29年11月 発行

---

発行 宮城県教育委員会

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-3690 FAX 022-211-3697

(宮城県教育庁生涯学習課 協働教育班)

※ この冊子は、宮城県教育庁生涯学習課ホームページに掲載していますので御活用ください。

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/kyodo/issuelist.html>)